

# 小牧市 子ども会活動 支援ガイド

## 目次

- 1 はじめに
- 2 小牧市からの支援を受けるにあたって
- 3 補助金の助成
- 4 バス利用
- 5 講師の派遣
- 6 こまきこども未来館の一部の優先利用について
- 7 レクリエーション用物品の貸し出し
- 8 小牧市市民活動総合補償制度のご案内
- 9 事務局からの連絡について
- 10 その他

### 小牧市民憲章

市制施行30周年

わたくしたち小牧市民は、小牧を

- 1 健康で生きがいのある 明るいまちにしましょう
- 1 感謝と思いやりのある あたたかいまちにしましょう
- 1 緑とやすらぎのある 美しいまちにしましょう
- 1 高い文化と教養のある 豊かなまちにしましょう
- 1 希望と働く喜びのある 活気あふれるまちにしましょう

小牧市民憲章は、市民の道しるべとして、健康で明るい生活を送るため、また、市民一人ひとりの心構えや果たすべき役割を明確化し、心ふれあう豊かな社会を形成するため、小牧市制施行30周年を記念し、昭和60年5月15日に制定されました。

### こども夢・チャレンジNo.1都市宣言(要約)

市制施行60周年

私たちは、こどもの夢への挑戦をまち全体で応援することで、こどもを中心に世代を越えて市民がつながり、支え合う、すべての市民が暮らしやすい、あたたかいまちになっていくと確信します。

そこで、私たち小牧市民は、

- 一、こどもの夢への挑戦を応援することで元気になるまち
- 一、世代を越えて市民のつながりが生まれるまち
- 一、支え合うことでさらに住みよくなっていくまち

このようなまちの実現に向け、小牧市を「こども夢・チャレンジNo.1都市」とすることを、ここに宣言します。

こども夢・チャレンジNo.1都市宣言は、小牧市の特徴である「子育て支援が充実している」姿を一層高め、「こどもを中心に世代を越えて市民がつながり、支え合う、すべての市民が暮らしやすい、あたたかいまち」を小牧市全体で目指し、市内外に発信していくため、小牧市制施行60周年を記念し、平成27年5月17日に宣言しました。

令和8年度

## 1 はじめに

子ども会は、住んでいる地域に最も密着した組織で、異年齢の子どもたちが様々な活動や遊びを通じて、自主性や社会性を育む貴重な場なため、市として、子ども会活動の支援に力をいれていきたいと考えています。「2小牧市からの支援を受けるにあたって」の手続きをしていただいた全ての市内子ども会を対象に、「3補助金の助成」から「8小牧市市民活動総合補償制度のご案内」まで、それぞれの活動に合わせた支援を通して、子ども会活動の活性化を促進していきます。

## 2 小牧市からの支援を受けるにあたって

小牧市からの支援を受けるには、毎年1回開催する「小牧市子ども会活動促進連絡会議」に出席していただく必要があります。出席される場合は、「**加入届**」を専用フォームより申請してください。

加入届は一度ご提出いただきましたら、翌年以降は提出の必要はありません。年度の終了時など、代表者に変更があったときは「**変更届**」を、連絡会議を退会するときは「**退会届**」をそれぞれ専用フォームより申請してください。

加入届	変更届	退会届
<a href="https://logoform.jp/f/9xE1z">https://logoform.jp/f/9xE1z</a> 	<a href="https://logoform.jp/f/tVRBP">https://logoform.jp/f/tVRBP</a> 	<a href="https://logoform.jp/f/9xE1z">https://logoform.jp/f/9xE1z</a> 

## 3 補助金の助成

子ども会の活動に必要な経費の一部に対して小牧市子ども会活動支援補助金を助成します。年度初めに申請いただき、補助金の振込を行います。子ども会の活動を終えたあと、年度末に活動の実績報告をしてください。

≪補助金交付額≫ **基本額 15,000 円+登録児童 1 名につき 200 円**

※注意※

- ・補助事業に係る収入及び支出の状況を明確にしておくとともに、関係帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管してください。
- ・実施した事業の内容（事業の年月日、出席人数、具体的な活動内容等）が分かる書類を整備しておいてください。
- ・補助金の用途には制限があります。詳しくは『子ども会活動支援補助金ハンドブック』をご覧ください。

## ●補助金の交付申請について

対象：全子ども会

期限：令和 8 年 5 月 31 日(日)

### ※注意※

- ・児童の人数は当該年度の 4 月 1 日時点での小学生の人数とし、年度途中で登録人数の変更があっても補助金額は変わりません。
- ・申請から補助金の支払い（口座振込）まで 1 か月程度かかります。

補助金の交付申請
<a href="https://logofarm.jp/f/kv1kG">https://logofarm.jp/f/kv1kG</a>

活動計画書や通帳を お手元にご準備の上、 ご入力ください。

## ●報告について

対象：補助金の交付を受けた子ども会

期限：令和 8 年度の活動が終わった日から令和 9 年 4 月 15 日(木)

### ※注意※

- ・4 月 1 日以降の報告の場合は事業完了日を 3 月 31 日としてください。
- ・クレジットカードを使用して購入等をしたものは補助対象となりません。

補助金の報告
<a href="https://logofarm.jp/f/FJFjx">https://logofarm.jp/f/FJFjx</a>

会計報告書や領収書を お手元にご準備の上、 ご入力ください。

## 4 バス利用



子ども会でのバス旅行などにご利用いただけます。  
ガソリン代を含むバス利用料は発生しませんが、高速料金・現地での駐車場代、体験などにかかる費用は子ども会の負担となります。

### ●バス利用希望調査について

対象：全子ども会

期限：**令和 8 年 4 月 17 日(金)**

結果通知：令和 8 年 4 月下旬予定（概ね 6 年に 1 回程度利用できます。）

※注意※

専用フォームにて複数の申請があった場合は最新の申請を有効とします。

バス利用希望調査
<a href="https://logoform.jp/f/Tc9AW">https://logoform.jp/f/Tc9AW</a>


### ●バス利用申請について

対象：利用希望調査後に『バス利用可能』と通知を受けた子ども会

期限：バス利用希望日の 5 週間前まで

※注意※

- ・例年、行楽シーズンはバスの予約が混み合い希望通りにご利用いただけないことがあります。仮予約が可能です。**日程の候補が決まりましたら期限にかかわらずできるだけ早めにご相談ください。**
- ・配車場所や現地駐車場の調整は子ども会にて行ってください。

バス利用申請
<a href="https://logoform.jp/f/qYNk5">https://logoform.jp/f/qYNk5</a>


### ●バス利用報告について

対象：バスを利用した子ども会

期限：令和 9 年 3 月 31 日(水)

バス利用報告
<a href="https://logoform.jp/f/QnMXm">https://logoform.jp/f/QnMXm</a> 

## 5 講師の派遣

子ども会で開催するクリスマス会などに講師を派遣します。  
 講師の派遣料は無料です。※教材代が必要となる講座もあります。

派遣できる講師… マジック 人形劇 バルーンアート  
 クラフト レクリエーション ギター演奏



### ●講師派遣申請

対象：全子ども会（概ね2年に1回程度利用できます。）

期限：講師派遣希望日の1か月前まで

※注意※

年度内のみご予約が可能です。3か月以上先のお申込みは、3か月前初日9時までに受理した講師派遣申請について、希望が重複した場合は抽選を実施し、利用が確定となります。抽選以降は先着順での受付です。

例：7月10日に12月25日の利用申込み→9月1日以降の連絡

講師派遣申請
<a href="https://logoform.jp/f/CzGyK">https://logoform.jp/f/CzGyK</a> 

### ●講師派遣報告

対象：講師派遣を利用した子ども会

期限：令和9年3月31日(水)

講師派遣報告
<a href="https://logoform.jp/f/giDqv">https://logoform.jp/f/giDqv</a> 

## 6 こまきこども未来館の一部の優先利用等について

対象：全子ども会



### ○優先利用

- ・こども未来館遊びひろば  
開館 30 分前から入館し、子ども会のみでネット遊具やデジタルラボなどを占有利用できます。

#### ※注意※

利用日の9か月前から先着順にて受付します。  
開館後は一般の利用者と譲り合ってください。

### ○減免利用（すべて無料）

- ・こども未来館ダンススタジオ/音楽スタジオ
- ・まなび創造館貸し部屋

#### ※注意※

空き状況によってはご利用いただけないことがあります。

利用を希望する場合は、多世代交流プラザにお問合せください。

「小牧市児童館（こまきこども未来館）利用許可申請書」、「小牧市児童館音楽室等使用料減免申請書」等をご提出していただきます。

## 7 レクリエーション用物品の貸し出し

レクリエーション用物品を無料で貸し出します。

対象：全子ども会

### ○貸出期間

- ・利用日を含め前後3日間（最大1週間）

### ○貸出返却方法

- ・貸出、返却の際は、事務局まで直接来館してください。
- ・清掃のうえ返却してください。
- ・紛失、破損があった場合は、弁償いただくことがあります。

#### ※注意※

- ・3か月以上先のお申込みは、3か月前初日9時までに受理したレクリエーション用物品の貸し出し申請について、希望が重複した場合は抽選となります。
- ・貸出物品が変更となる可能性がありますので詳細はホームページをご確認ください。

物品名		数量
ドッチビー		15
ソフトローンボウルズ	重心が偏ったボールを目標のボールに向かって 転がし、どれだけ近づけるかを競います。 	4
ラダーゲッター	両端にボールがついたヒモをラダー（はしご）に向かって 投げ、上手に引っ掛けて点数を競います。 	2
ストラックアウト		1
大なわとび		1
ポッチャ		2

レクリエーション用物品の貸し出し申請

<https://logoform.jp/f/VjwO4>



## 8 小牧市市民活動総合補償制度のご案内

小牧市では、市民の皆さんが行う公益的な活動を安心して行えるよう、活動中の事故に対する補償制度を導入しています。詳しくは『**小牧市市民活動総合補償制度のご案内（案）**』リーフレットをご覧ください。令和8年度分は確定しておりませんので、4月になりましたらメールでご案内します。

## 9 事務局からの連絡について

今年より、事務局から子ども会へのご連絡は、メールにて行わせていただきます。

各種支援の申請等において、**申請時に入力されたメールアドレス宛に送信させていただきます**。内容確認のためなど、お電話をさせていただくこともありますのでご了承ください。

メールアドレスの追加を希望される子ども会は専用フォームより申請をお願いいたします。受理後、1週間を目途に【tasedai@city.komaki.lg.jp】より登録完了のメールをお送りし、以後事務局からの連絡は【tasedai@city.komaki.lg.jp】より送信させていただきます。迷惑メールに振り分けられる設定になっていないか等事前にご確認ください。なお、1週間を経過してもメールが届かない場合はお手数ですが、事務局までお問合せください。

### ※注意※

- ・年度途中からの変更も可能です。
- ・年度ごとの登録となります。
- ・1つの子ども会で複数のアドレスを登録することも可能です。ただし、連絡の内容ごとに送り先を変えることはできません。
- ・事務局からの連絡に返信することも可能です。ただし、回答には数日のお時間をいただくこともあります。急ぎの場合はお電話にてお問合せください。
- ・**補助金関係の通知は、原本を子ども会で保管していただく必要があるため引き続きすべての子ども会へ郵送します。**

メールアドレス追加登録申請

<https://logoform.jp/f/pZIXw>



## 10 その他

### ▼申請・報告を行う際の注意点

市ホームページにリンクを記載しています。QRコードがうまく読み取れない場合などのご利用ください。

スマートフォン等から画像をアップロードする際、専用フォーム内でカメラが正常に機能しない場合は、一度端末のカメラ機能で撮影していただき、フォーム内では「写真ライブラリ」から該当の写真を選択するようにしてください。



### 事務局

小牧市小牧三丁目 555 番地（ラピオ 3 階）  
こまきこども未来館（多世代交流プラザ）

電話 : 0568-54-1256（講師派遣、レクリエーション物品貸出）  
: 0568-71-8616（その他補助金の申請や子ども会活動全般）  
FAX : 0568-71-8612  
メール : tasedai@city.komaki.lg.jp

## 子ども会活動支援 Q&A

- ▶ 補助金を申請しなくても、講師派遣やこども未来館の利用はできますか？  
はい。子ども会活動促進連絡会議に加入いただければ、利用いただけます。
  
  - ▶ 補助金が余りそうだが、どうしたらいいですか？  
返還していただくこととなります。お早めに多世代交流プラザまでご相談ください。
  
  - ▶ 一般的な保険では、活動を行う場所と住居までの往復途中での事故も補償対象となりますが、市民活動総合補償制度では、どのようになりますか。  
傷害保険については、活動を行う場所と住居との通常の経路及び方法による往復途中の事故についても対象となります。
  
  - ▶ 子ども会加入者名簿は、現時点での人数か、4月1日現在での人数か、どちらの人数で提出すれば良いですか。  
4月1日現在の人数で提出してください。年度途中で登録人数の増減があっても補助金額は変わりません。
  
  - ▶ 行事でのお弁当は、補助の対象となりますか。  
対象にはなりません。  
弁当やお菓子、飲食店での食事は補助金で支払うことができません。ただし、以下の場合には対象となります。
    - ・ 熱中症予防や会議の際の飲み物(目安は 200 円/人 以下)
    - ・ 料理講座等のための食材
    - ・ 持ち帰り用のお菓子 (目安は 800 円/人 程度)※領収書に「お菓子代 (持ち帰り用)」等、記入してください。
- また、金券 (図書カードやギフトカード) も補助の対象となりませんので、ご注意ください。

詳しくは『子ども会活動支援補助金ハンドブック』をご覧ください。